

国民年金に関する事務に係る 「特定個人情報保護評価書(全項目評価書)」の主な変更点

平成30年11月28日(水)

保健福祉局総務部医療年金課

変更の概要 (1) システムを再構築することにより、システムの機能や事務の内容が一部変更

① 処理結果一覧表の電子媒体化への対応

現在は、週1回、年金機構から紙媒体で送付される「処理結果一覧表」(国民年金の資格取得日や免除の結果等、年金機構で更新を行った情報が記載されたリスト)を確認し、各区で1件ずつシステム登録している。

⇒新システムでは、処理結果一覧表を電子データにて受け取るようにし、その内容をシステムに自動で取り込めるよう対応する。

② 届書の電子媒体化への対応

現在は、区で受付した国民年金資格取得等の届書を添付書類と併せて紙媒体で年金機構へ送付している。

⇒新システムでは、受付した届書を電子データで年金機構へ送付する。(免除申請書や給付関係の請求書等は電子データによる送付の対象外であるため、これまで通り紙媒体で送付する)

③ 給付関係の請求書の受付・送付情報等を管理

現在は、給付関係(老齢基礎年金等)の請求書の受付日、年金機構への送付日、裁定結果等をシステムへ登録できないため、紙の受付処理簿に手書きして管理している。

⇒新システムでは、請求書の受付・送付情報、裁定結果をシステムで管理できるため、問合せ等に速やかに対応できる。

変更の概要 (2) 他システムとの連携に関する変更

① 業務共通基盤システムの利用

現在は、国民年金システムと各システムは個別に連携
⇒新システムでは、業務共通基盤システムを利用して他システムとの連携を行う。

② 業務見直しによる市役所内での特定個人情報のやりとりに関する変更

情報を渡す側のシステム	情報を受け取る側のシステム	情報の内容	変更内容
国民健康保険	国民年金	国民健康保険資格情報	情報のやり取りを停止
国民年金	農業者年金	国民年金資格情報	情報のやり取りを停止
国民年金	介護保険	老齢福祉年金受給者情報	情報のやり取りの方法をシステム⇒紙に変更

変更の概要 (3) その他の変更

① 特定個人情報ファイルの保管場所の変更

・国民年金事務で使用する特定個人情報ファイルは国民年金システム内で保管
・現在国民年金システムは市役所庁舎内に設置している。庁舎は老朽化に伴う耐震強度や供給電源の確保に懸念がある。
⇒新システムは、庁舎外の外部データセンター内に設置する。データセンターは免震構造の建造物となっており、また全停電に備えて48時間以上稼働可能な自家発電設備を有すること等から、高い水準でのセキュリティが確保される。

② パッケージソフトウェアを利用したシステム構築

・現在の国民年金システムは、大型汎用機で稼働している。特定の業者への依存度が高く、価格競争原理が働きにくいいため、運用保守費等が高止まり傾向にある等の問題がある。
⇒標準的なパッケージソフトウェアを利用してシステム構築を行うことで、再構築費用の縮減、運用保守費の縮減等を図る。

③ 情報入力に関する委託の廃止

・現在は、年金機構から紙媒体で提供される保険料免除の申請結果等のシステム入力を外部委託している。
⇒新システムでは、免除の申請結果を電子データにて受領し、その内容をシステムに自動で取り込むよう対応するため、入力の外部委託を廃止する。

福岡市国民年金に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」 の変更案の概要について

1. 意見募集の趣旨

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号、以下「番号利用法」という。）による社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、個人番号（マイナンバー）をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）を保有する事務については、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられています。

特定個人情報保護評価は、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等（以下「特定個人情報ファイル」という。）を保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するものです。また、過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報ファイルに対して番号利用法第 28 条第 1 項の規定に基づく個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとする場合は、変更を加える前に特定個人情報保護評価を再実施することが求められています。

福岡市では、国民年金システムを再構築し、2020 年 1 月に新たなシステムへ移行する予定です。そのため、国民年金に関する事務で保有している特定個人情報ファイルに対して重要な変更を加えることから、変更を行う前に個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び市民の皆様の信頼を確保するため、評価書の変更案に対する意見募集を実施するものです。

2. 評価書変更案の概要

項目	内容
I 基本情報	国民年金に関する事務の内容について、基本情報を記載しています。 システムの再構築に伴い、事務の内容等について重要な変更を行っています。
II 特定個人情報ファイルの概要	国民年金に関する事務において取り扱う特定個人情報ファイルについて記載しています。 システムの再構築に伴い、新システムで記録されるファイル項目や、特定個人情報の保管場所等について重要な変更を行っています。
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	特定個人情報の取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載しています。 システムの再構築に伴い、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行う物理的対策の内容等について重要な変更を行っています。
IV～VI	IV～VIについては変更を行っていません。

3. 今後のスケジュール

項目	時期
平成 30 年 10 月 11 日～11 月 9 日	住民意見聴取の実施
平成 30 年 11 月 28 日（予定）	第三者点検
平成 30 年 12 月（予定）	個人情報保護委員会への提出・公表

4 主な年金給付の種類

種 類	受 給 要 件	29年度年金額
老 齢 基 礎 年 金	原則として、保険料を納めた期間と免除された期間及び合算対象期間を合わせて10年（平成29年7月までは25年）以上ある人が 65歳に達したときに支給される。	(満額) …40年納付 年額 月額 779,300円 (64,941円)
障 害 基 礎 年 金	国民年金の被保険者期間中や20歳前に初診日がある病気・けがで障がい者になったとき等に支給される。 ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あるか、平成38年3月までは初診日の直前1年間に未納がないこと。	(1級) 年額 月額 974,125円 (81,177円) (2級) 779,300円 (64,941円)
遺 族 基 礎 年 金	被保険者または老齢基礎年金の資格期間を満たした人などが死亡したときに、その人の子のある配偶者または子に支給される。 ただし、被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算して3分の2以上あるか、平成38年3月までは死亡日の直前1年間に未納がないこと。	(配偶者と子1人) 年額 月額 1,003,600円 (83,633円) (子1人) 779,300円 (64,941円)
老 齢 福 祉 年 金	明治44年4月1日以前生まれ(平成30年度に107歳以上)の者に対し、70歳から支給される。 なお、無拠出(保険料納付不要)の年金のため、本人、配偶者及び扶養義務者の所得制限あり。	年額 月額 399,300円 (33,275円)